

みんなで見守る 支え合い

～安気に暮らせるまちを目指して～

問 背景・計画の概要＝高齢福祉課

問 介護サービス費用＝介護保険課

住み慣れた地域で、みんなが支え合って暮らしていけるまちづくりを進めるため、高齢者福祉と介護保険の事業計画を3年ごとに策定しています。今回、第7期（平成30年度～32年度）の計画を策定しましたので、その概要をお知らせします。

背景

可児市の65歳以上における人口の構成割合の特徴として、65歳～74歳の割合が約57%と全国平均より非常に高いです（下表参照）。今後、高齢化率は年々高くなっていくことが予想されます。

そうした状況で、介護が必要となっても、住み慣れた地域の中で医療・介護サービスに加えて、地域住民が連携しながら支え合うまちづくりが必要となってきます。

可児市の65歳以上の人口推計

区 分	平成 29 年 10 月 【構成比】	平成 32 年 【構成比】	平成 37 年 【構成比】
65～74 歳人口	15,172 人 【56.9%（全国平均 50.5%）】	14,847 人 【52.9%】	11,965 人 【41.5%】
75 歳以上人口	11,497 人 【43.1%（全国平均 49.5%）】	13,197 人 【47.1%】	16,888 人 【58.5%】
合 計	26,669 人	28,044 人	28,853 人
高齢化率	26.3%	27.6%	28.6%

住民基本台帳および介護保険事業状況報告（平成29年9月月報）による



計画の概要

平成28年度に実施した高齢者の生活に関するアンケート調査を踏まえ、次のように進めていきます。

1 健康づくりと介護予防

高齢になっても通いやすいよう多くの地域で、楽しく認知症を予防する体操「まちかど運動教室」を行っていきます。また岐阜医療科学大学と連携した講座など、幅広く健康づくりと介護予防の事業を展開します。

2 あらゆる団体が連携して見守り・支援できるまちづくり

地域の中で互いに見守り・支え合いができるまちづくりを進めます。また支援が必要な人に適切なサービスを提供できるよう、医療や介護の専門職の連携体制を構築していきます。

3 将来にわたり適切なサービスが提供されるまちづくり

地域包括支援センターの機能強化、軽度の支援が必要な人への多様なサービスの構築と介護保険サービスが過不足なく提供されるまちづくりを進めます。

介護サービス費用と介護保険料

第7期の介護保険に係る費用を約216億円と推計し、平成30年度から65歳以上の人々が納める介護保険料を次の通り改定します。

介護保険料の基準段階の金額

第6期（平成27～29年） 5,200 円 （月額）	➡	第7期（平成30～32年） 5,500 円 （月額）
--------------------------------------	---	--------------------------------------

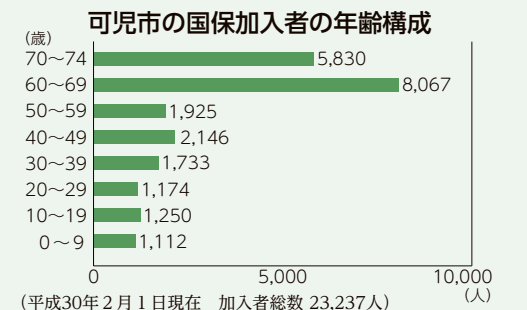
国民健康保険制度が変わります

問 国保年金課

国民健康保険（国保）は、病気やけがをした際に安心して病院にかかることができるよう、加入者の皆さんがお金を出し合ってお互いに支え合う制度です。平成30年4月から、この制度を都道府県と市町村が共同で運営していくことになりました。

制度改正の背景

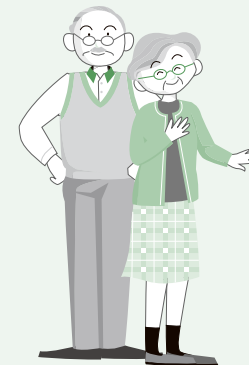
国保の加入者は、年齢構成が高く、医療費水準が高い、低所得者が多いという特徴があります。そのため、保険税などの収入よりも医療費などで支出するお金が多く、赤字になっている小規模な保険者が多くあり、市町村単位では安定した財政経営が難しいという課題がありました。



主な変更点

- ・都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準をもとに国保事業費納付金（保険税負担）の額を決定し、各市町村が都道府県に納めます。納付金を県に納めた後は、保険給付費などに必要な費用は全額交付金として市町村へ支払われます。
- ・市町村はこれまで個別に医療費を推計し、被保険者の皆さんに納付していただく保険税の金額を決定してきましたが、今後は都道府県が示す標準保険税率などを参考に保険税を決定します。

被保険者の皆さんのメリットは？



経済的な負担が軽減されます

国保には、過去12カ月以内に高額医療費の支給が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度があります。

これまでは加入者が他の市区町村へ引っ越した場合、それ以前の高額医療費の該当回数はリセットされていました。しかし、制度改正後は県内の他の市町村への転居で引っ越し前と同じ世帯構成であれば、その該当回数が引き継がれるため、経済的な負担が軽減されます。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
これまで	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目
				ここから該当			
平成30年度以降	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
				ここから該当			

県内転居

制度改正後はどうすればいいの？

届出や保険税の納付などは今までどおりです

財政運営の仕組みは大きく変わりますが、皆さんの医療の受け方は変わりません。保険税もこれまで通り市に納めます。各種申請や届け出なども、今まで通り市の窓口でできます。また、被保険者の資格管理、保険証の発行や保険税の賦課・徴収なども引き続き市が行います。

国民健康保険については、4月以降も可児市にお問い合わせください。